

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「掲げる」の下に「本部及び」を加え、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 徳島県東京本部
- 二 徳島県大阪本部

第三条第四項中「当該」を「当該本部、」に改める。

第六条第四項の表県民くらし安全局の項中「安全衛生課」を「生活安全課」に改め、同表運輸戦略局の項を削り、同条第七項中「当該」を「当該本部、」に改める。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

第二条 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表県土整備部の項中「運輸戦略局運輸政策課」を「運輸政策課」に改める。

(県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正)

第三条 県庁総合サービスネットワーク運営規程(平成十二年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「経営戦略部情報システム課長」を「経営戦略部情報戦略課長」に改める。

(徳島県工事検査規程の一部改正)

第四条 徳島県工事検査規程(平成十二年徳島県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号、第五条及び第十条中「出納局工事検査課長」を「出納局検査企画課長」に改める。

(徳島県文書規程の一部改正)

第五条 徳島県文書規程(平成十三年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第三号中「経営戦略部情報システム課長」を「経営戦略部情報戦略課長」に改める。

別表徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第六条 附属機関の委員等の指定に関する訓令 (平成十七年徳島県訓令第九号) の一部を次のように改正する。

別表徳島県国民保護協議会の項中、「危機管理に関する施策について知事を補佐するものに限る。以下同じ。」を削り、同表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中、「運輸戦略局運輸政策課長」を「運輸政策課長」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項中、「運輸戦略局交通戦略課長」を「次世代交通課長」に改め、同表徳島県障がい者施策推進協議会の項中、「労働雇用課長」を「労働雇用戦略課長」に改め、同表徳島県都市計画審議会の項中、「県土整備部長 運輸戦略局長」を「県土整備部長」に、「運輸戦略局高規格道路課長」を「高規格道路課長」に改め、同表徳島県地方港湾審議会の項中、「運輸戦略局長 運輸戦略局運輸政策課長」を「運輸政策課長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第七条 徳島県兼務発令に関する規程 (平成二十二年徳島県訓令第一号) の一部を次のように改正する。

第三条中「副校長」を「教頭」に改める。

第七条を第九条とし、第四条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。

(徳島県消費者情報センターへの兼務)

第四条 危機管理部県民くらし安全局生活安全課の職員のうち、徳島県消費者情報センターの庁舎で勤務することを命ぜられた者 (徳島県消費者情報センターの長を兼務する者を除く。) は、徳島県消費者情報センターの兼務を命ぜられたものとする。

(経営戦略部税務課への兼務)

第五条 徳島県東部県税局の職員のうち、徳島庁舎で勤務することを命ぜられた次に掲げる事務に従事する職員 (徳島県東部県税局の長、副局長、次長及び専門幹を除く。) は、経営戦略部税務課の兼務を命ぜられたものとする。

- 一 県税 (これに伴う徴収金を含む。) の賦課徴収に関すること。
- 二 県税の犯則取締りに関すること。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。